

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	特別の設備	
根拠条例等・条項	堺市立文化会館条例第9条	
所 管 課	文化国際 部	文化 課
審 査 基 準	特別の設備については、堺市立文化会館条例第9条に基づき審査する。 【堺市立文化会館条例第9条】 （特別の設備） 第9条 使用者は、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、会館の管理上必要があると認めるときは、使用者に対して特別の設備を設けることを命ずることができる。 3 前2項の設備は、使用許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に復さなければならない。 4 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、使用者に代わって執行し、その費用を使用者から徴収することができる。	
標準処理期間	標準処理期間	即時（または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。）
	標準処理期間を設定できない理由	